

奈良県国民保護協議会

【資料 1】

国民保護の仕組みと取り組みについて

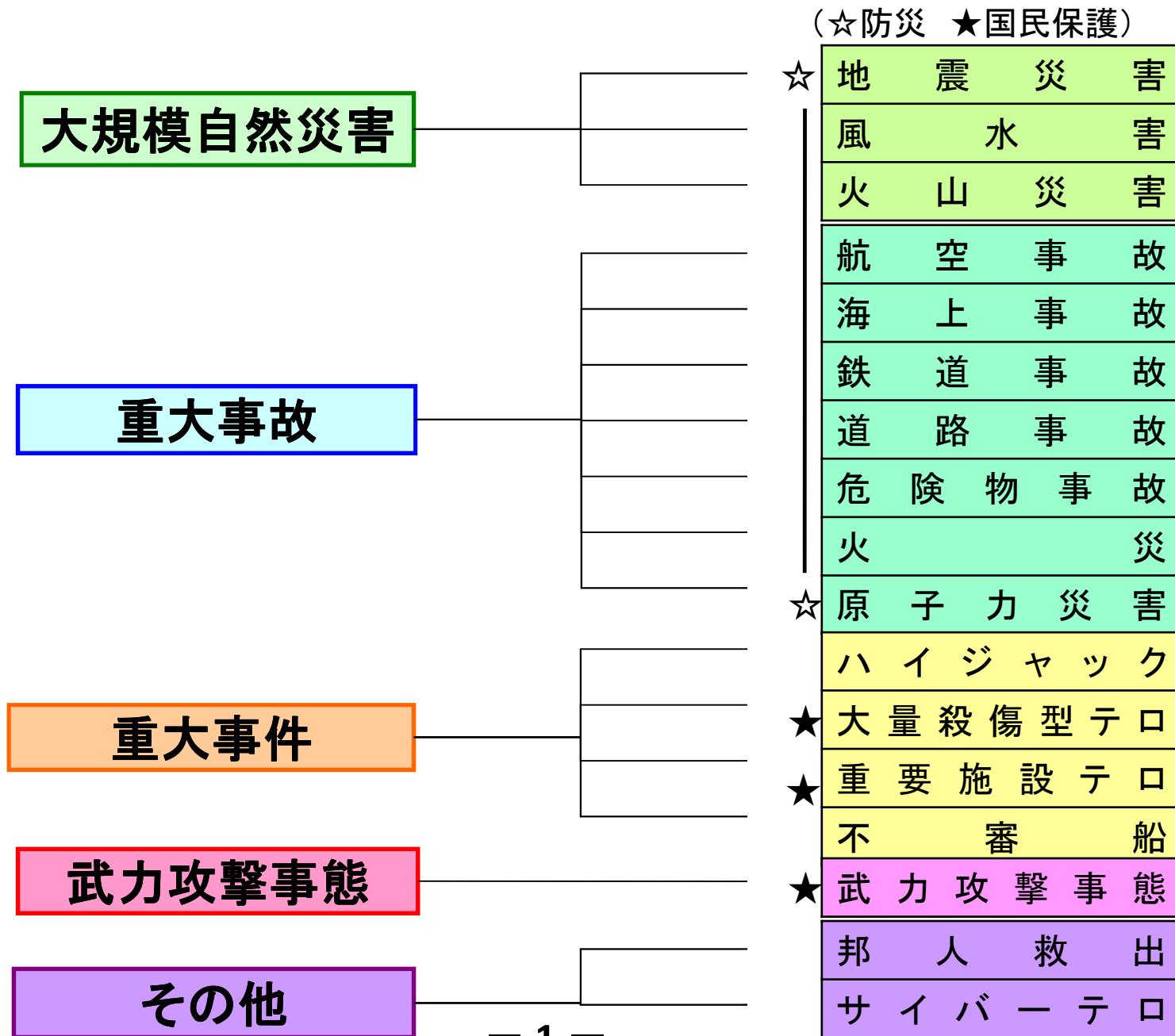
平成26年9月10日

目次

- (1) 我が国の危機管理(主な緊急事態の分類) ……1
- (2) 自然災害と武力攻撃や大規模テロの相違(ポイント) ……2
- (3) 事態の4類型 ……3
- (4) 国民保護法成立までの経過 ……4
- (5) 武力攻撃事態対処法 ……5
- (6) 国民保護の3つの柱 ……6
- (7) 武力攻撃事態における国民の保護に関する措置の仕組み ……7
- (8) 国民保護の流れ ……8
- (9) 国民保護計画の体系 ……9
- (10) 国民の保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の構成 ……10
- (11) 奈良県国民保護計画の特徴 ……11
- (12) 防災と国民保護の対比 ……12

1～4、6～8は、「防災・危機管理の基礎知識」(H26消防庁作成)より抜粋

(1) 我が国の危機管理(主な緊急事態の分類)



(2) 事態の4類型

武力攻撃事態の4類型

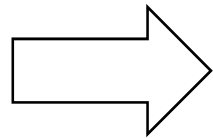
- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃
 - 日本海近海での不審船事案
(2001/12/22, 1998/8/31)
 - カンヌン事件
(北朝鮮潜水艦侵入事件、1996/9~11月)
- ③ 弾道ミサイル攻撃
 - 北朝鮮弾道ミサイル発射事案
(2012/12/12, 2012/4/13
2009/7/4, 2006/7/5, 1998/8/31)
- ④ 航空機による攻撃

緊急対処事態の4類型

- ① 原子力事業所等の破壊、
石油コンビナートの爆破等
- ② ターミナル駅や列車の爆破等
- ③ 炭疽菌やサリンの大量散布等
 - 地下鉄サリン事件(1995/3/20)
- ④ 航空機による自爆テロ等
 - 米国同時多発テロ事件(2001/9/11)

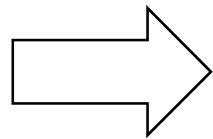
(3) 自然災害と武力攻撃や大規模テロの相違 (ポイント)

○何が起きているか、外形上はわからない



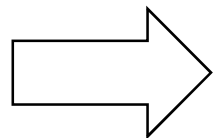
住民へ正確な情報を伝達する仕組み

○相手に意図があり、第二、第三の攻撃が起こるおそれ



安全に住民の避難誘導を行う仕組み

○殺傷を目的とした武器により、被害が空間的・時間的に拡大



消防職員等の安全を確保する仕組み

国が情報を集約し、国の判断・責任で対処する仕組み

(4) 国民保護法成立までの経過

1993・94 (H5・6)	北朝鮮核疑惑 ← カーター元大統領
1995 (H7) 3月20日	地下鉄サリン事件
1998 (H10) 8月31日	北朝鮮弾道ミサイル発射事件(テポドン、三陸沖)
1999 (H11) 3月23日	日本近海での不審船事件(能登半島沖)
5月28日	周辺事態安全確保法 成立
2001 (H13) 9月11日	米国同時多発テロ
11月 2日	テロ対策特別措置法
12月22日	日本近海での不審船事件(九州南西海域)
2002 (H14) 4月	有事関連3法案(武力攻撃事態対処法を含む)を国会提出
2003 (H15) 6月	有事関連3法案(武力攻撃事態対処法を含む)が成立
2004 (H16) 3月11日	スペイン同時多発列車爆破事件
2004 (H16) 6月	国民保護法 成立

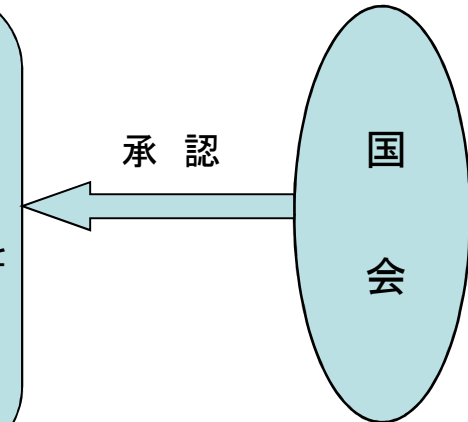
(5) 武力攻撃事態対処法 (平成15年6月施行)

【対処に関する基本理念】

- 国、地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の措置が講じられなければならない。
- 日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならないが、これに制限が加えられる場合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

【対処基本方針】

- 手続
 - ・内閣総理大臣が案を作成し、閣議の決定を求める。
 - ・案の作成に当たっては、安全保障会議に諮る。
 - ・閣議の決定の後、国会の承認を求める。
- 定める事項
 - ①武力攻撃事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実
 - ②武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針
 - ③対処措置に関する重要事項
 - ・国民の保護に関する措置
 - ・自衛隊の行動
 - ・米軍の行動に関する措置
 - ・その他

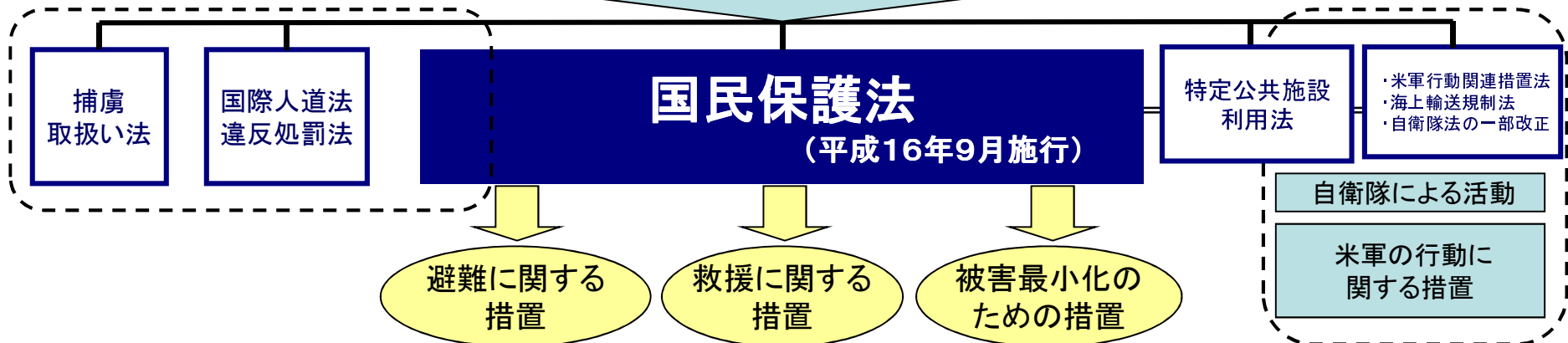


【武力攻撃事態等対策本部】

対処基本方針に基づいて
対処措置を実施

国際人道法の的確な実施

武力攻撃の排除



(6) 国民保護の3つの柱

住民の避難

警報の伝達

避難の実施

避難住民の救援

収容施設の供与

食品等の提供

医療の提供

等

武力攻撃災害への
対処

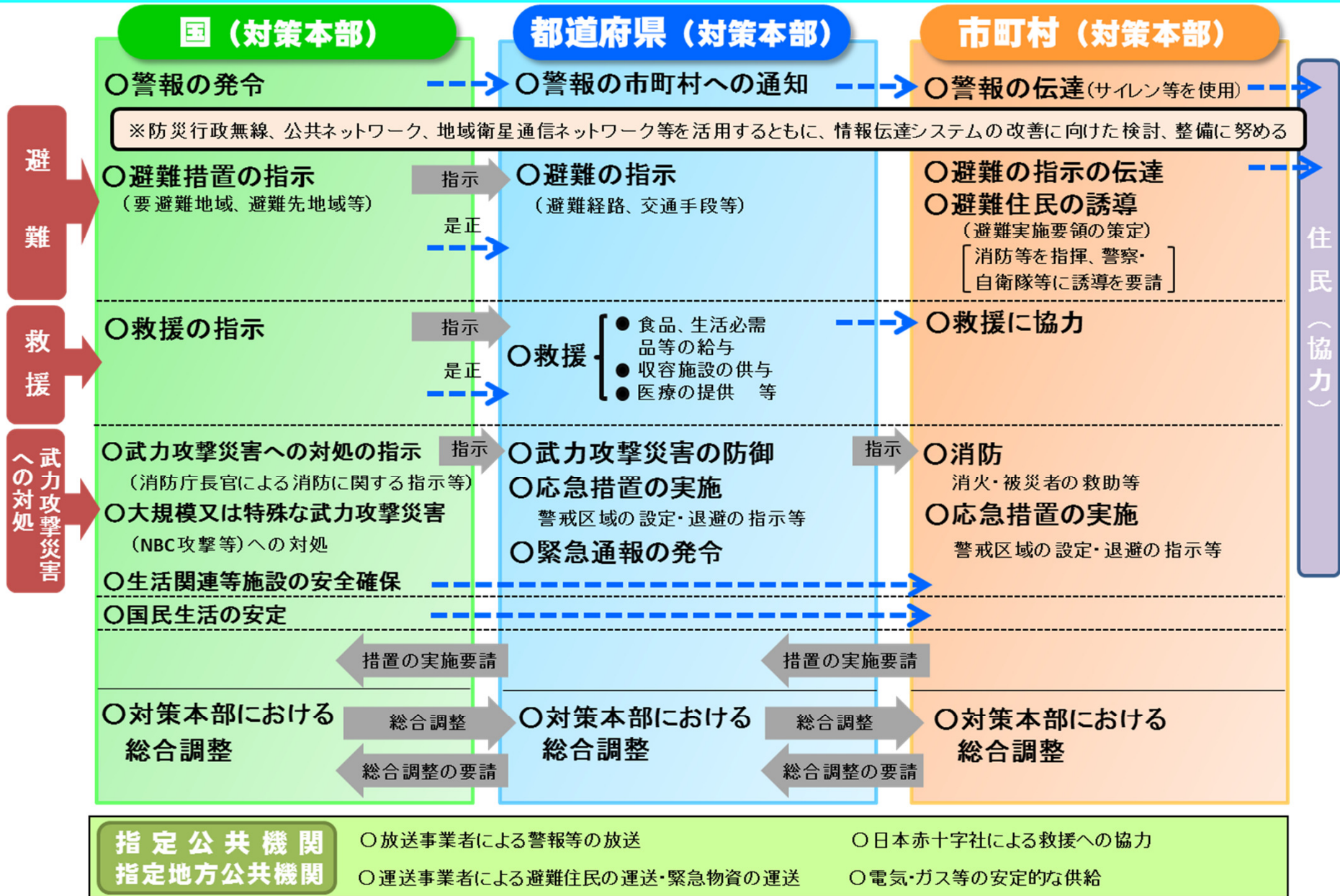
消火、救助

警戒区域の設定

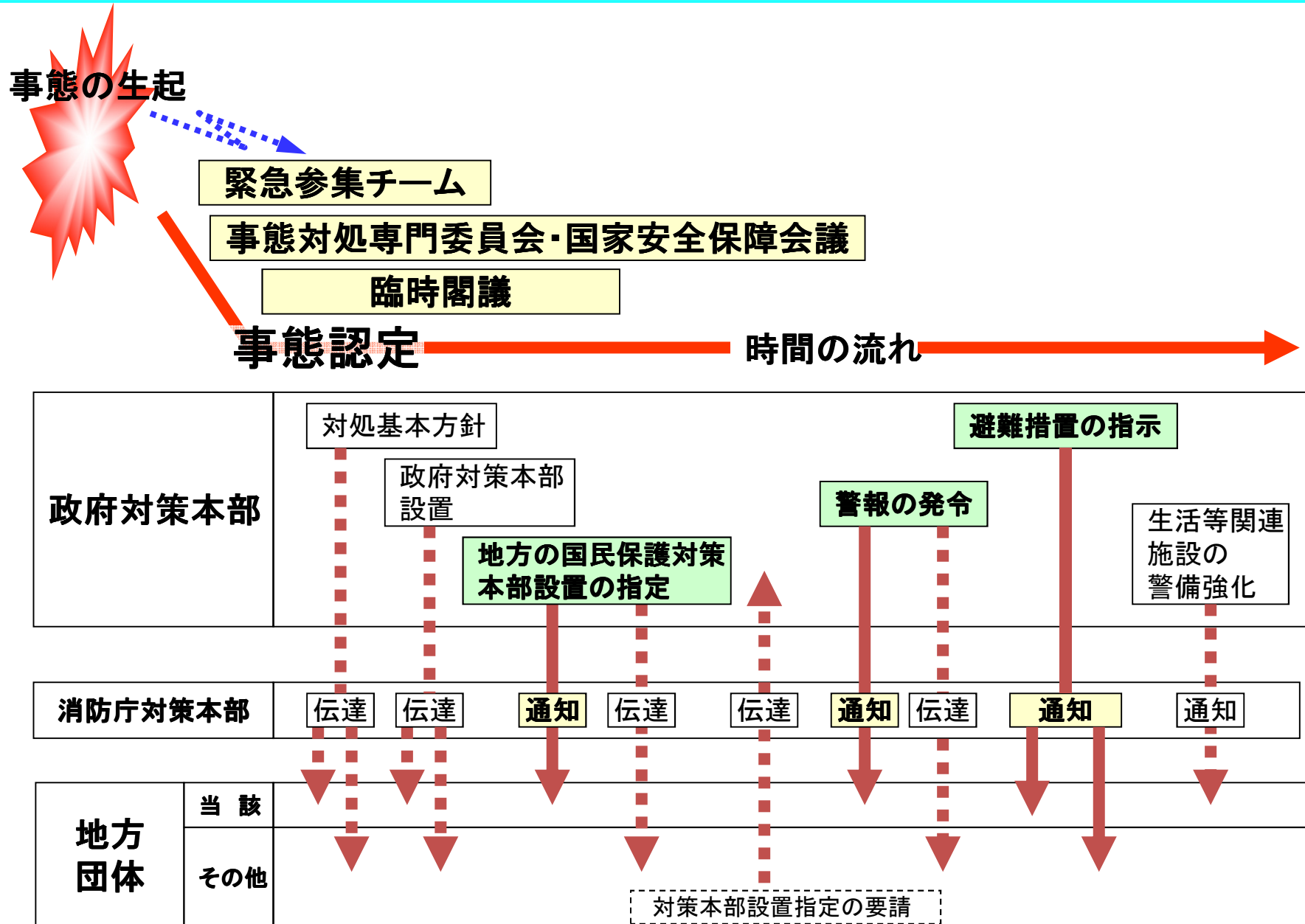
退避の指示

等

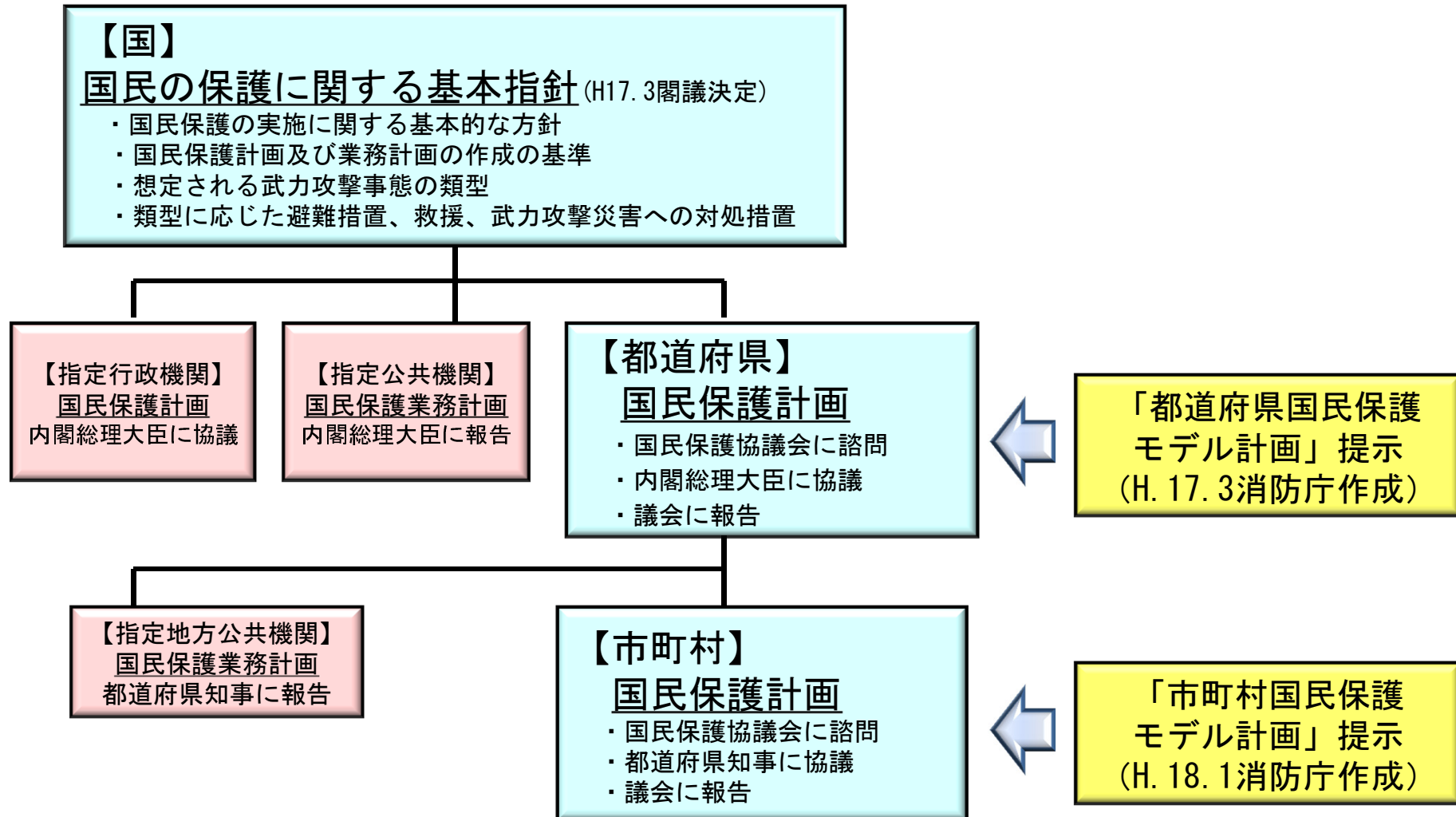
(7) 武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



(8) 国民保護の流れ



(9) 国民保護計画の体系



(10) 国民の保護に関する基本指針・奈良県国民保護計画の構成

国民の保護に関する基本指針

- 第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針
 - 1 基本的人権の尊重
 - 2 国民の権利利益の迅速な救済
 - 3 国民に対する情報提供
 - 4 関係機関相互の連携協力の確保
 - 5 国民の協力
 - 6 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
 - 7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法的確な実施
 - 8 安全の確保
 - 9 対策本部長の総合調整等
- 第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項
 - 第1節 武力攻撃事態の類型
 - 第2節 NBC攻撃の場合の対応
- 第3章 実施体制の確立
 - 第1節 組織・体制の整備
 - 第2節 武力攻撃事態等における活動体制の確立
- 第4章 国民の保護のための措置に関する事項
 - 第1節 住民の避難に関する措置
 - 第2節 避難住民等の救援に関する措置
 - 第3節 武力攻撃災害への対処に関する措置
 - 第4節 国民の保護のための措置全般についての留意事項
 - 第5節 国民生活の安定に関する措置
 - 第6節 武力攻撃災害の復旧に関する措置
 - 第7節 訓練及び備蓄
- 第5章 緊急対処事態への対処
 - 第1節 緊急対処事態
 - 第2節 緊急対処事態対策本部等
 - 第3節 緊急対処保護措置の実施
- 第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

奈良県国民保護計画

- 第1編 総論
 - 第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等
 - 第2章 国民保護措置に関する基本方針
 - 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱
 - 第4章 県の地理的、社会的特徴
 - 第5章 県国民保護計画が対象とする事態
- 第2編 平素からの備えや予防
 - 第1章 組織・体制の整備等
 - 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
 - 第3章 生活関連等施設の把握等
 - 第4章 物資及び資材等の備蓄、整備
 - 第5章 国民保護に関する啓発
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
 - 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
 - 第2章 県対策本部の設置等
 - 第3章 関係機関との相互連携
 - 第4章 警報及び避難の指示等
 - 第5章 救援
 - 第6章 安否情報の収集・提供
 - 第7章 武力攻撃災害への対処
 - 第8章 被災情報の収集及び報告
 - 第9章 保健衛生の確保その他の措置
 - 第10章 国民生活の安定に関する措置
 - 第11章 交通規制
 - 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理
- 第4編 復旧等
 - 第1章 応急の復旧
 - 第2章 武力攻撃災害の復旧
 - 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等
- 第5編 緊急対処事態への対処

(11) 奈良県国民保護計画の特徴

消防庁が示す都道府県国民保護モデル計画と異なる、奈良県独自の記載箇所

国による武力攻撃事態等の認定が行われる前の初動体制を2段階に整備

武力攻撃事態等が発生した際、多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、県民の生命、身体、財産の保護のためには、被害の態様に応じた初動措置を行うことが極めて重要となるため。

- ・ 事態警戒体制A …死傷者多数の事案を把握した場合の情報収集体制
- ・ 事態警戒体制B …国や関係機関への支援要請などの初動措置体制

県地域防災計画と整合性をとることを明記

武力攻撃事態等において、自然災害発生時の体制との差異による情報の錯綜等による混乱を防ぐため。

文化財の被害を防止することを明記

本県には数多くの文化財があり、国民の文化的資産であることから、武力攻撃事態による被害から防ぎ、後世に伝えていくため。

住民の保護について、県の地理的特性を検討しておく必要性を記載

県南部山間地域ではゲリラ部隊による長期的戦闘が比較的容易であるという地理的特徴があるため。

武力攻撃災害以後の対応を明記

- ・ 武力攻撃災害を受けた住民のこころのケア
- ・ 県の措置が基本的人権を尊重していたか検証
インフラ復旧のみではなく、県民の精神的サポートも行う必要性があるため。

(12) 防災と国民保護の対比

防 災		国民保護
<p>災害対策基本法</p>	<p>根拠法令</p>	<p>国民保護法</p>
<p>地震、台風等</p> <p>地理的状況、気象状況等による</p>	<p>対応する災害</p>	<p>武力攻撃、テロ</p> <p>悪意ある相手により引き起こされる</p>
<p>市町村</p> <p>第一義的には市町村だが、災害の規模に応じて県・国が対応</p>	<p>対応の主体</p>	<p>国</p> <p>国の指示により県、市町村が対応</p>
<p>市町村→県→国</p>	<p>情報の流れ</p>	<p>国→県→市町村</p>
<p>独自に設置</p> <p>災害対策本部</p>	<p>対策本部</p>	<p>国の指定を受けて設置</p> <p>国民保護対策本部</p>
<p>市町村による避難指示等</p>	<p>避 難</p>	<p>国が避難措置の指示→県が避難指示 →市町村が避難住民の誘導</p>
<p>市町村による救援</p> <p>当該市町村民が対象</p>	<p>救 援</p>	<p>県による救援</p> <p>当該市町村区域外の住民も対象に含む</p>